

認可外保育施設
代表者・管理者様

令和6年地域児童福祉事業等調査ご協力をお願い

こども家庭庁では、認可外保育施設の実態を把握し、多様化した需要に対応した保育施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として、本調査を実施しております。

本調査は、全国の認可外保育施設の全てを調査対象とし、調査をお願いしております。多忙の折、誠に恐縮ではございますが、今後の保育施策の適切な運用につながっていくということをご理解いただき、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

こども家庭庁成育局

○調査の対象について

本調査は、届出対象である全国全ての認可外保育施設を対象とした調査です。

○調査票の回収期限について

市区町村から求められた期限までに、市区町村に調査票を返送してください。
なお、市区町村等から回答内容のご照会をさせていただくこともありますので、お手数ですが、回答いただいた調査票は複写してお持ちください。

○調査結果について

ご提供いただいた調査票は、統計的に処理し、集計します。
本調査の結果は公表しますが、個々の施設に関する情報や回答状況については一切公表しません。
また、本調査は統計法に基づき総務省より一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は厳守され、調査報告の統計目的以外の使用は認められておりません。

調査票の記入上の注意

- (1) 記入は、黒又は青のボールペンを用いて、かい書ではっきり記入してください。
数字はすべて算用数字（1，2，3・・・）を用いて右詰で記入してください。
なお、計上する数字がない場合は特に指示のある場合を除き、空欄のままとし、0、－、斜線等は記入しないでください。
- (2) 記入に際し、回答欄に番号の印刷してあるものは、該当する番号を○で囲んでください。
[例] ① 乳児室 ② ほふく室 ③ 保育室 4 遊戯室
- (3) 誤記の訂正は次の要領によって行ってください。
記入を誤ったときは全体に2本の横線を引いて消し（例：~~1-2-3-4~~）、その行のなるべく上部の余白を用いて正しく記入してください。修正液を用いたり、紙を貼ったり、削ったり、塗りつぶしたりなどしないでください。

なお、番号を誤って○をした場合の訂正は、次の例示のとおり行ってください。

例えば「① 個人」としたが、「2 会社」が正しい時は、①を×で消し、2を○で囲んでください。

[例] ~~①~~ 個人」 → 「② 会社」

調査へのご協力、よろしくお願いします。



政府統計

記入の手引き

この調査票は、令和6年10月1日現在で児童福祉法第59条の2に基づき、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市長に届出のあった施設・事業が調査対象となります。（地方裁量型認定こども園を除く）

なお、届出制の対象外施設・事業について、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の判断により、地方自治法に基づき、条例によって届出制を導入している場合において、届出制の対象施設と条例による対象施設・事業が分けられない場合には、条例による対象施設・事業も含めて届出制の対象となっている全施設・事業が調査対象となります。

○法人番号

運営者が法人の場合は、国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。（商業登記法に基づく「会社法人等番号（12桁）」を記入しないようご注意ください。）

法人番号は施設・事業所ごとに指定されませんので、各法人に指定された法人番号を記入してください。

なお、個人事業主の場合は、法人番号欄の13桁すべてに「0」を記入してください（マイナンバー（個人番号）の記入は絶対にしないでください。）

国税庁法人番号検索サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

問1 公的な補助金・助成金の受入れの有無

公的な補助金・助成金を受け入れていれば「1 有」、受け入れていなければ「2 無」を○で囲んでください。

補問1-1 当該補助金・助成金の交付元（複数回答）

問1で「1 有」を○で囲んだ場合は、公的な補助金・助成金の交付元にあてはまる番号全てを○で囲んでください。

「3 その他」を○で囲んだ場合には（ ）内に交付元を記入してください。

補問1-2 認可外保育施設の運営費総額に占める公的な補助金・助成金の割合

問1で「1 有」を○で囲んだ場合は、認可外保育施設の運営費総額（保護者からの保育料収入等を含む）に占める公的な補助金・助成金の割合について、あてはまる番号1つを○で囲んでください。

問2 専用設備等（複数回答）

あてはまる番号すべてを○で囲んでください。選択項目については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の保育所設備と同じです。

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）は、回答不要です。

- 1 乳児室……………乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
- 2 ほふく室……………はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

7 屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

補問 2-1 乳児室、ほふく室、保育室、屋外遊技場の延面積

問 2 で「1 乳児室」、「2 ほふく室」、「3 保育室または遊戯室」、「7 屋外遊技場（園庭）」を○で囲んだ場合は、整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

乳児室と保育室の仕切が明確になっていない場合は、記入の必要はありません。

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）は、回答不要です。

問 3 通常の開所時間

施設で定めた平日、土曜日、日・祝祭日の開所時刻と閉所時刻（認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）は、保育提供可能時間の開始時刻と終了時刻）を、24 時間表示（00 時 00 分～23 時 59 分）で記入してください。恒常的に延長保育を行っている場合は、延長保育の時間も含めて記入してください。

24 時間保育を実施している場合には、00 時 00 分～00 時 00 分と記入してください。

問 4 利用児童数

令和 6 年 10 月 1 日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含まれます。

「学童」は 10 月 1 日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）は、10 月 1 日に保育している児童数を記入してください。

問 5 利用料金設定状況（複数回答）

利用料金の設定として、あてはまる番号すべてを○で囲んでください。

「1 月単位」を○で囲んだ場合は、年齢別利用料金を補問 5-1 に記入してください。

「4 時間単位」を○で囲んだ場合は、会員・非会員別、時間帯別利用料金を補問 5-2 に記入してください。

欄に記入できるような年齢別利用料を設定していない場合（個別に対応している等）は記入の必要はありません

※一時的に徴収する料金（例：入会金）、おむつ代は含めませんが、恒常的に徴収する料金（例：給食費、延長料金等）は広く含めて記載してください。その際に、利用者ごとに料金が異なる場合は、平均的費用を記入して下さい。

問 6 健康診断の実施状況

令和 6 年度における児童の健康診断、職員の健康診断の実施状況について、それぞれあてはまる番号 1 つを○で囲んでください。年度内に 2 回以上実施する場合には、1 回でも実施されていれば「1 既に実施した」を○で囲んでください。

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）は、①についての回答は不要です。

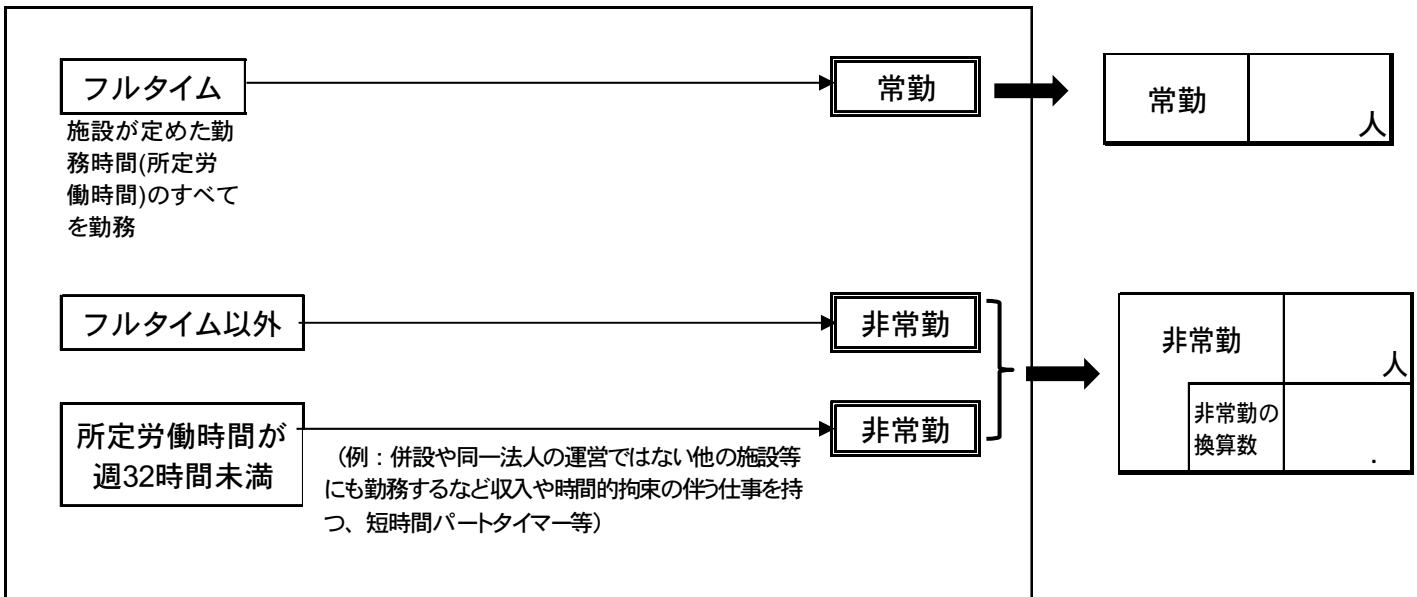
問7 従事者数（10月1日現在の実人員と常勤換算数）

10月1日現在、施設・事業所に在籍する従事者数を業務内容により職種欄に記入してください。

■ 対象となる従事者

従事者に含める	従事者に含めない
10月1日付新規採用者 休暇中（産前・産後休暇含む）の者 欠勤者 育児休業・介護休業の代替職員 出向者 研修者 派遣職員 パート職員、アルバイト 家族従事者	10月1日付退職者 休職・休業（育児休業、介護休業）中の者 業務請負（外部委託の調理員等）の労働者 ボランティア

■ 常勤、非常勤とは



所定労働時間が週 32 時間未満の施設・事業所においては、すべての従事者は「非常勤」としてください。

- * 「所定労働時間」とは、施設が定めた勤務時間であり、個人の契約時間ではありません。
1 週間の労働時間を 40 時間と定めている施設・事業所において、1 日 8 時間×週 3 日（週 24 時間）勤務の契約をしている場合でも、所定労働時間は 40 時間になります。（この場合の個人の契約時間は 24 時間です。）
- * 常勤・非常勤の別は勤務時間によるもので、契約上の身分によるものではありません。
施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している契約社員等は常勤となります。また、契約上はアルバイトやパートタイマーでも、フルタイムで勤務している場合は常勤となります。
- * 残業など、所定労働時間を超えて勤務しても、1人当たりの換算数の計は 1.0 を超えることはありませんので注意してください。

■ 換算数とは

換算数：「非常勤」の従事者について、施設・事業所の所定労働時間のすべてに従事した職員1人を「1.0人」とした場合の勤務時間人数をいいます。

換算数の記入の仕方：「非常勤」について、その職務に従事した勤務時間を施設・事業所が定めている1週間の勤務時間（所定労働時間）で除した数値を、**小数点以下第2位を四捨五入**し、小数点以下第1位まで記入してください。

* 「常勤」は、換算数の記入は不要です。

* 得られた数値が0.1に満たない場合は「0.1」と記入してください。
（「0.0」とは記入しないでください。）

* 業務を一体的に行っていることから、勤務時間による換算数の計上が困難な場合は、利用者数より按分して換算数を計上してください。

【換算数の計算式】

$$\text{換算数} = \frac{\text{職員の1週間の勤務時間（残業時間を除く）}}{\text{施設が定めている1週間の勤務時間（所定労働時間）}}$$

※ 1か月に数回の勤務である場合

$$\text{換算数} = \frac{\text{職員の1か月の勤務延時間数}}{[\text{施設が定めている1週間の勤務時間} \times 4 \text{（週）}] \text{（所定労働時間）}}$$

<計算例①> 施設が定めている1週間の勤務時間＝**40時間**
職員の1週間の勤務時間＝**24時間**

$$\rightarrow \text{換算数} = \frac{24\text{時間}}{40\text{時間}} = 0.6$$

<計算例②> 施設が定めている1週間の勤務時間＝**40時間**
1か月に1回（8時間）の勤務

$$\rightarrow \text{換算数} = \frac{8\text{時間}}{40\text{時間} \times 4\text{週}} = 0.05 \rightarrow 0.1$$

※ 換算数の算出には残業時間は含めません。

■従事者記入例

問 7 従事者数 (10月1日現在の 実人員) (※) 都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市区町村長その他の機関が行う研修を含む。		保 育 従 事 者	(再掲)							調理員	その他の職員	計
			保育士 (有資格者)	看護師・ 准看護師	幼稚園 教 諭	家庭的保育 者(保育士資格 無し)	家庭的保育 補助者(保育 士資格 無し)	都道府県知 事等が行う 保育に従事 する者に関 する研修 (※)を受 けた者(保育士 資格無し)	その他			
			人	人	人	人	人	人	人			
常勤	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非常勤	男	1人	1人	例1 人	人	人	人	人	人	人	人	1人
	常勤換 算	0.4	0.4	0.4
	女	2人	人	例2 人	人	人	人	人	人	人	人	2人
	常勤換 算	0.4	.	0.4	0.4

【非常勤の常勤換算数の記入例】

(1週間の勤務時間を40時間と定めている施設の場合)

例1) 1週間のうち15時間を勤務している非常勤保育士(男)の場合

$$\frac{15 \text{ 時間}}{40 \text{ 時間}} = 0.375 \rightarrow 0.4$$

実人員 = 1 常勤換算 = 0.4

例2) 週3日(各日3時間)勤務の非常勤看護師(女)が1人と、週2日(各日3時間)勤務の非常勤看護師(女)が1人いる場合

$$\frac{(3 \text{ 時間} \times 3 \text{ 日} \times 1 \text{ 人}) + (3 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日} \times 1 \text{ 人})}{40 \text{ 時間}} = 0.375 \rightarrow 0.4$$

実人員 = 2 常勤換算 = 0.4

■職種の定義

保育従事者……………資格の有無に関係なく児童の保育に従事する者を計上してください。

※本調査では、この定義となります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第31条の「保育従事者」とは別の定義です。

※保育従事者の数

= 保育士の数 + 看護師・准看護師の数 + 幼稚園教諭の数 + 家庭的保育者の数 + 家庭的保育補助者の数 + 都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を受けた者 + その他の数

※複数の項目に該当する者については、保育士資格を有する場合は保育士を、保育士資格を有しない場合は「看護師・准看護師」、「幼稚園教

諭」、「家庭的保育者」、「家庭的保育補助者」、「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を受けた者」、「その他」の順に優先的に計上してください。

保育士……………保育従事者のうち、保育士資格を有する者の人数を記入してください。（有資格者）

看護師・准看護師…保育従事者のうち、看護師資格または准看護師資格を有している者の人数を計上してください。

幼稚園教諭……………保育従事者のうち、幼稚園教諭資格を有している者の人数を計上してください。

家庭的保育者……………保育従事者のうち、家庭的保育者の人数を計上してください。

※ここに計上する「家庭的保育者」とは、市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識を有すると市町村長が認める者（*の研修を修了した者等）です。

* 研修

- ・子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））及び家庭的保育者認定研修
- ・家庭的保育者基礎研修及び認定研修

家庭的保育補助者…保育従事者のうち、家庭的保育補助者の人数を計上してください。

※ここに計上する「家庭的保育補助者」とは、市町村長が行う研修を修了した者（*の研修を修了した者等）であって、家庭的保育者を補助する者です。

* 研修

- ・子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））
- ・家庭的保育者基礎研修 等

都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を受けた者

…保育従事者のうち、都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を受けた者の人数を計上してください。

※ここに計上する「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を受けた者」とは、以下（*）の研修を受講した者です。

*研修

- ・家庭的保育者基礎研修
- ・居宅訪問型保育基礎研修
- ・子育て支援員専門研修（地域保育コース）
- ・認可外の居宅訪問型保育研修
- ・公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- ・公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

その他……………保育従事者のうち、保育士資格、看護師資格・准看護師資格、幼稚園教諭資格のいずれも有しておらず、家庭的保育者、家庭的保育補助者、都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修のいずれも受講していない者の人数を計上してください。

調理員……………調理師の免許の有無に関係なく、実際に調理を担当している者の人数を計上してください。

その他の職員……………上記「保育従事者」「調理員」以外の従事者の人数を計上してください。

常勤……………施設・事業が定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している者をいいます。（所定労働時間のすべてを勤務しているパートタイマーはここに含みます。）

非常勤……………常勤以外の従事者をいいます。（他の施設等にも勤務するなど収入及び時間的拘束の伴う仕事を持っている者、短時間のパートタイマー等）

常勤換算……………非常勤の従事者については、常勤換算数も記入してください。常勤換算数は、その職務に従事した勤務時間を施設の通常の勤務時間で除した数値を、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。得られた数値が0.1に満たない場合「0.1」としてください。

補問 7-1 嘱託医の有無

嘱託医が1人以上いる場合は「1 有」を、1人もいない場合は「2 無」を○で囲んでください。

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）は、回答不要です。

補問 7-2 管理栄養士・栄養士の有無

管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記載してください。0人の場合は、「0」と記載してください。

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）は、回答不要です。

問 8 今後の方向性

施設の今後の方向性として、あてはまる番号1つを○で囲んでください。

※教育・保育施設とは、認定こども園、保育所のことです

※地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことです

補問 8-1 認可外保育施設として運営を続ける理由（複数回答）

問8で「1」を○で囲んだ場合は、認可外保育施設として運営を続ける理由について、あてはまる番号すべてを○で囲んでください。

「6 その他」を○で囲んだ場合には（ ）内に具体的内容を記入してください。

補問 8-2 移行する予定、移行を希望する施設・事業

問8で「2」または「3」を○で囲んだ場合は、今後、移行を予定している又は移行を希望する認可の施設・事業として、あてはまる番号1つを○で囲んでください。

補問 8-3 認可施設・事業への移行を希望しているが、移行しない理由（複数回答）

問8で「4」を○で囲んだ場合は、認可の施設・事業へ移行希望しているが、移行しない理由について、あてはまる番号すべてを○で囲んでください。

「7 その他」を○で囲んだ場合には（ ）内に具体的内容を記入してください。

問9 認可基準の基準充足状況

調査対象の認可外の保育施設・事業が、認可基準をどの程度満たしているか、あてまる番号1つを○で囲んでください。

問8で「2」か「3」を○で囲んだ場合は、補問8-2で○を囲んだ施設・事業の認可基準についてどの程度満たしているか、あてはまる番号1つを○で囲んでください。

問8で「1」か「4」を○で囲んだ場合は、定員が19人以下の施設は小規模保育事業、定員が20人以上の施設は保育所の認可基準についてどの程度満たしているか、あてはまる番号1つを○で囲んでください。

補問9-1 認可基準に満たない点（複数回答）

問9で「2」「3」「4」を選んだ場合は、満たない基準について、あてはまる番号すべてを○で囲んでください。

問9にて「2」を選択した場合は、（Ⅰ 人員配置について）の回答は不要です。

問9にて「3」を選択した場合は、（Ⅱ 施設設備について）の回答は不要です。

認可基準には、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下、これらを「設備運営基準」という。）の他、各都道府県・指定都市・中核市が定めている上乗せ基準も含まれます。

（Ⅲ その他）「3 その他」を○で囲んだ場合には（ ）内に基準に満たない点を記入してください。

認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）は、回答不要です。

（Ⅰ 人員配置について）……職員の配置基準（設備運営基準による。）

0歳児3人につき保育士1人以上

1・2歳児6人につき保育士1人以上

3歳児20人につき保育士1人以上

4歳以上児30人につき保育士1人以上 等

（Ⅱ 施設整備について）…問2にある設備や1人当たり最低面積基準

（設備運営基準による。） 等

（Ⅲ その他）……………保育時間・開所時間基準・1日につき原則8時間

（設備運営基準による。） 等

立地基準で上乗せ基準がある場合 等

問10 研修の参加について

施設における研修の実施状況について、あてまる番号1つを○で囲んでください。

なお、「1」を選んだ場合は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

問 11 安全管理・事故防止について（複数回答）

施設における安全管理・事故防止について、あてはまる番号すべてを○で囲んでください。

なお、「1」を選んだ場合は、（ ）内にその回数を記入してください。2年に1回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。